

日医発 第1033号（広情113）
平成28年2月12日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義武

医師資格証を用いた「JAL DOCTOR 登録制度」について

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より本会会務運営に際しまして、一方ならぬご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、日本医師会は、日本航空とともに国民の健康を守り、安心・安全な航空旅客輸送をサポートすることを目的として、「JAL DOCTOR 登録制度」を実施することといたしました。この制度は、機内で具合が悪くなられたお客さまに対し、医師の方にいち早く応急措置を行なっていただくために、日本医師会発行の医師資格証をお持ちの方に事前登録をお願いするもので、海外では、ルフトハンザ航空の例があるものの、国内航空会社では初めての取り組みとして開始するものであります。また、本制度への登録は任意としているとともに、機内で急病人発生の際の対応も任意としております。

登録にあたりましては、日本航空のホームページ・JAL マイレージバンク（<http://www.jal.co.jp/jmb/doctor/>）から事前にご登録いただき実施していくこととしております。詳細につきましては、別紙をご覧くださいますようお願い申し上げます。

最後に、本取り組みに関しましては今後、国内航空各社とも構築していく予定としていることを申し添えます。

日本医師会は、これらの取り組みを通じて機内救急医療体制の整備、強化を進めていく所存でありますので、何卒ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

別紙

医師資格証を用いた「JAL DOCTOR 登録制度」について

【JAL DOCTOR 登録制度の目的】

1. 航空機内における急病人発生の際、呼応する方が確実に医師であることを証明できることを目的とします。
2. 航空機内で急病人発生の際に「ドクターコール」を実施することなく、登録していただいた医師の方へ客室乗務員が直接お声掛けをすることにより、さらに迅速かつ適切な医療対応が可能となることを目的とします。

※ドクターコールに呼応した場合、日本航空は民事上の損害賠償責任をカバーする保険を手当てしており、援助を行なう医療従事者の方々にも原則適用ができるようになっています。

【JAL DOCTOR 登録制度の詳細】

1. 前記目的のため、ご賛同される医師の方の任意登録を受付いたします。
登録の条件は、下記の通りと致します。
 - ①登録は任意です。
 - ②医師資格証保有者であること。
 - ③JAL マイレージバンクの会員であること。
 - ④登録した情報が搭乗される国内線・国際線の乗員・客室乗務員に伝達されることをご了承いただきます。
2. Web 画面からの登録は仮登録です。
仮登録情報を日本医師会電子認証センターにおいて医師資格確認を実施し、日本航空に確認済み情報を通知します。この通知をもって本登録といたします。
日本航空は、本登録されたことを登録者にメールにてお知

らせいたします。

仮登録から本登録完了まで2週間～4週間かかりますので、ご了承願います。

3. 登録された医師の情報（医師であること、主な診療科の2情報のみ）が搭乗される便の客室乗務員に伝えられます。
4. 搭乗されました機内において、急病人やけが人が発生した場合、登録いただいた医師の方へ客室乗務員が直接お声掛けいたします。
5. 飲酒や体調不良など、対応が困難な場合は、搭乗時や緊急時にその旨を客室乗務員へお伝えいただければ、ご辞退いただくことも可能です。
6. 医療援助を行なった医師の方は法的に保護されます。
日本航空が契約している責任保険の範囲で機内において治療を受けた急病人の方からの賠償請求に対しては補填されますので、医師自身が責任を問われることはありません。但し、故意による過失は除外されます。
7. 救急支援依頼時は、機内より地上の救急専門医から通信にて助言を得る体制（24時間、365日対応）も準備されています。
機内の備品・設備は以下のページをご参照願います。
<http://www.jal.co.jp/jalpri/equipment/plane.html>
機内搭載の医療機器・医薬品は以下のページをご参照願います。
<https://www.jal.co.jp/health/medicines/>
8. 登録制度適用の対象便は、JALグループ便とします。
但し、他社運航のコードシェア便、北海道エアシステム（HAC）運航便は対象外です。

9. 登録制度適用の対象運賃は、全ての運賃とします。
10. 本制度登録後、予約時に **JMB** お得意様番号を登録願います。**JMB** お得意様番号の登録がない場合や出発前日以降にフライトの予約や予約変更した場合、機内に情報が伝達されない可能性がありますので、「ドクターコール」を先行して実施することがあります。
11. 本制度へ登録された医師の方は、搭乗前のラウンジ利用特典が用意されています。

【登録の方法】

1. 日本航空のホームページの **JAL** マイレージバンク内からリンクする登録用 Web 画面より登録を行ないます。
(<http://www.jal.co.jp/jmb/doctor/>)
2. 項目は下記の6つの項目を入力していただきます。
 - Q1. **JAL DOCTOR** 登録制度への同意有無
 - Q2. 姓、名を大文字ローマ字で入力
 - Q3. **JAL** マイレージバンクお得意様番号を入力
 - Q4. 医籍登録番号を入力
 - Q5. 医師資格証のカード ID を入力
 - Q6. 主な診療科名を入力

【登録後に本制度を中止したい場合】

1. ご登録住所を管轄する **JMB** 事務局/**JMB** センターへお知らせ願います。

以上